

専決処分の承認について（訴えの提起）

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、その承認を求める。

2022年（令和4年）12月1日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、訴えの提起を次のとおり専決処分する。

2022年（令和4年）10月21日

藤沢市長

鈴木 恒 夫

訴えの提起について

本市は、次のとおり控訴を提起する。

1 第一審事件名

横浜地方裁判所平成27年（行ウ）第54号  
生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件

2 当事者

控 訴 人 藤 沢 市

代 表 者 市 長 鈴 木 恒 夫

被控訴人

### 3 事件の概要

- (1) 本市福祉事務所長は、被控訴人について、2000年（平成12年）12月15日に生活保護を開始し、その後継続していた。
- (2) 国は、2013年（平成25年）から2015年（平成27年）までにかけて、生活保護の基準額を引き下げた。
- (3) 本市福祉事務所長は、2015年（平成27年）3月18日付けで同人に対し、生活保護変更決定処分をした。これにより、同人に対し、(2)に記載の引き下げられた基準額が適用されることとなった。
- (4) 同人は、1に記載の訴訟を提起した。
- (5) 1に記載の訴訟について、2022年（令和4年）10月19日に判決が言い渡された。

### 4 判決の内容（本市に関係する部分のみ抜粋）

- (1) 藤沢市福祉事務所長が平成27年3月18日付けで原告■■■■■に対してした生活保護法第25条第2項に基づく保護変更決定を取り消す。
- (2) 訴訟費用は、原告■■■■■と被告藤沢市との間に生じたものは、被告藤沢市の負担とする。

### 5 控訴の趣旨

- (1) 原判決中、控訴人敗訴部分を取り消す。
- (2) 上記取消しに係る被控訴人の請求を棄却する。
- (3) 訴訟費用のうち、控訴人と被控訴人との間に生じた部分は、第一、二審とも被控訴人の負担とする。

### 6 訴訟遂行の方針

判決の結果必要がある場合は、上告するものとする。

### 7 管轄裁判所

東京高等裁判所

## 提案理由

生活保護基準引下げ違憲処分取消等請求事件について控訴の提起を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により、その承認を求める必要による。

## 参 考

### 地方自治法 抜粋

- 第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。
- 3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。